

第四期板橋区子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

令和6年7月10日
教 育 長 決 定

(設置目的)

第1条 令和8年度を始期とする「第四期板橋区子ども読書活動推進計画」の策定にあたり、その内容を検討するため、板橋区子ども読書活動推進計画検討委員会(以下、「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 子どもの読書活動の施策に関すること
- (2) 板橋区子ども読書活動推進計画の策定に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(組織の構成)

第3条 検討委員会は、教育委員会が委嘱または任命する12名以内の委員で構成する。

2 検討委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域教育力担当部長
- (3) 区立小学校長代表
- (4) 区立中学校長代表
- (5) 区立幼稚園長代表
- (6) 区立保育園長代表
- (7) 区立児童館長代表
- (8) 公募委員
- (9) 司書有資格者
- (10) 図書館ボランティア

3 委員長は、委員の互選により選出する。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 委員の4割以上は、女性とするよう努めるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会において「第四期板橋区子ども読書活動推進計画」が決定されるまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 検討委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が決まるまでの間は庶務が招集する。

2 委員長は、第3条第2項第1号及び第8号並びに第9号を除く委員が欠席する場合、当該各号に係る別の者を代理として、委員会に出席させることができる。

(オンラインでの出席)

第7条 委員又は検討委員会に関係する職員(以下、「関係職員」という。)は、映像及び音声の送受信により即時に委員長及び当該委員又は関係職員の状態を相互に認識しながら通話する方法によって、検討委員会の会議に出席(以下、「オンライン出席」という。)することができる。

2 オンライン出席ができるのは、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 交通機関の途絶等により会議開催場所までの交通手段が確保できない場合
- (2) 他の業務等により遠隔地に所在する場合
- (3) その他委員長が必要と認める場合

(オンライン出席の方法)

第8条 オンライン出席をしようとする委員は、その都度、事前に庶務に連絡をしなければならない。

2 委員長は、会議前に通信機器の接続状況を確認し、音声及び映像により、相互の発言が認識でき議論が的確に行える通信環境にある場合に限り、当該委員のオンライン出席を認定する。

(通信が途絶えた場合の取り扱い)

第9条 検討委員会の途中でオンライン出席している委員の通信が途絶え、復旧できない場合は、通信が途絶えた時に行われていた議事以後、当該委員は当該委員会を退席したものとする。

(意見の聴取)

第10条 委員長は、必要があると認めたときは当該所掌事項について、識見を有する者を会議に出席させ、意見や実情等の聴取を行うことができる。

(報酬)

第11条 検討委員会の委員(第6条第2項の規定による代理の者を含む。)及び前条に規定する者への報酬は、予算の定めるところにより支払う。

2 前項の規定に関わらず、公務で検討委員会に出席した板橋区職員及び板橋区立施設の職員に対しては、報酬は支払わない。

(事務局)

第12条 検討委員会の事務局の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 政策経営部ブランド戦略担当課長
- (2) 子ども家庭部保育運営課長
- (3) 子ども家庭部子育て支援課長
- (4) 教育委員会事務局学務課長

- (5) 教育委員会事務局指導室長
- (6) 教育委員会事務局生涯学習課長
- (7) 教育委員会事務局地域教育力推進課長
- (8) 教育委員会事務局中央図書館長
- (9) 区立図書館代表
(庶務)

第13条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局中央図書館において処理する。
(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会事務局地域教育力担当部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、教育長決定の日から施行する。
- 2 この要綱は、教育委員会において「第四期板橋区子ども読書活動推進計画」が決定された日をもって効力を失う。